

熊本地震における行政機関の災害応急対応 —熊本地震から見えてきた我が国の防災体制の今後の方向性—

関西大学社会安全学部准教授 永田 尚三



1. 有珠山の噴火災害を彷彿させる熊本地震

平成28年4月14日21時26分頃、前震が発生した熊本地震【図1】は、16日1時25分

の復興は未だ途上にある。熊本震災は、地震の規模やその特徴において、新潟県中越地震（平成16年）との類似性が指摘される場合が多い。ただ、防災行政研究という視点からは、むしろ北海道有珠山の噴火災害（平成12年）との類似性が大きいように思われる。北海道有珠山の噴火災害と熊本地震に共通するのは、極めて大きな災害後、最初に発生した大規模自然災害であるという点である。それが防災行政上、どのような意味を持つかという点、国が震災後構築した新制度・システムのテストケースとして、重要な意味を持つ。阪神・淡路大震災（平

成7年）や東日本大震災（平成23年）のよう
な、極めて大きな災害が発生した場合、そ
の後に災害対応についての検証が実施さ
れ、大きな制度・システムの改正が必ず行

われる。

阪神・淡路大震災の後、一番直近の大規模自然災害であった、北海道有珠山の噴火災害では、各中央省庁の審議官級が、すべて伊達市役所に設置された国の現地災害対策本部に集合し、当時、霞が関が伊達市にできたといわれた。災害種別的には火山噴火と、阪神・淡路大震災とは異なるものの、新制度や新システムを運用し課題を抽出する視点からは、非常に有効な場であったといえる。そして、そこで試された災害対応の新制度やシステムは、その後、新潟県中越地震、東日本大震災の災害対応へと微調整をされながら用いられていった。ただ東日本大震災は、想定外の災害で、阪神・淡路大震災後積み上げてきた制度・システムで対応しきれない課題が多々出てきた。それが制度的には災害対策基本法の2度の大改正に繋がった。

図1 熊本地震で大きな被害を受けた宇土市役所



撮影：関西大学防災行政（永田）研究室（平成28年4月25日）

原稿執筆時点(9月末)において、フェーズは、災害応急対応・災害復旧期から、災害復興期に移行してきている。関西大学防災行政(永田)研究室では、4月15~16日、4月25日、6月20~21日に3回現地調査を実施した。研究調査は、まだ途上であるが、その調査結果も交えながら、熊本地震の災害応急対応期における行政機関の対応について振り返りたい。

2. 想定外を自ら身をもって体験してしまつた熊本地震調査

熊本地震発生により、関西大学防災行政(永田)研究室では、地震発生2日目の15日夕方から被災地調査に入ったため、16日未明の本震に遭遇し、正に想定外を自ら身をもって体験することとなつてしまつた。防災行政という分野は、理系の研究室と異なり、直ぐに被災地に乗り込んでも、調査できることは限られている。ただ、被災地の惨状を直に見てイメージを持つて研究にあたるのと、そうでないのでは、その後の研究の深め方に大きな差が出る。近年、研究室では災害時における調査隊の即応派遣体制の強化を進めていたことが、完全に裏目に出てしまつた。14日の地震が本震である」と読み間違え、翌日に熊本空港に航空機で関西から乗り込んでしまつたのである。

15日は、到着が夕方ということもあり、

レンタカーを借り、空港から熊本市内のホテルにチェックインした。翌朝16日は、朝から被災地を時間の許す限りまわり、現地調査を行い、夜の便で関西に戻る予定であった。翌々日の17日に東京の大東文化大学で日本オンブズマン学会があるので、16日中に一旦関西に戻らねばならなかつた。熊本市内に入ったときには、もう夜であつた。正直な印象、市内の被害はさほど大きくないとの印象を持つた。電気、ガス、水道といったライフラインも通常どおり通つていた。朝も早いということ、15日早目に就寝した。ところが、熟睡しているところを、16日未明本震によつて叩き起こされることとなつた。ドンと大きな縦揺れを感じ目を覚ました。状況を掴むのに少々時間が必要だつた。慌てて着替え、エレベーターが止まっているので非常階段を使つて、外に出た。これはえらいことになつたと気付いた。頭に様々な想定が浮かんだ。ライフラインはおそらく止まり、部屋のトイレの水もタンクの中の水を一回使つたら終わりだろう。幸い、食べ物や飲み物は、念のため関西から非常食やペットボトルの水を持ち込んでいたので、節約すれば一両日はもつはずだ。学会があるので、調査よりもとまかく帰ろう。結局、その晩は余震も続き、ほとんど眠れなかつた。

ただ、翌日それに追い打ちをかけて

ショックだつたのが、熊本空港が被害を受け、航空便が停まつているという情報を携帯のネットで知つたときだつた。翌日17日の学会では、分科会の司会を頼まれていた。穴を空けるわけにはいかない。いろいろ方法を考えたが、熊本空港が再開しなければ学会に参加するのは難しいという結論に達した。ただ、いつ再開するのか皆目分らない。となると、参加できない可能性が高いことを早目に知らせないと、学会に迷惑を掛けることになる。学会に穴を空けるなど研究者人生の中で初めてのことだ。大失態である。悩みに悩んだ末、理事長の外山公美先生、副理事長の今川晃先生、開催校事務局の藤井誠一郎先生に、恥を忍んで、本震に遭遇し学会に参加できない可能性が高い旨をメールした。すぐに今川先生から、「大変ですね。司会を代わりにしましょう」との返信をいただき、救われた思いがした(去る9月24日に、今川先生がゼミの合宿先で、急逝された)と学会からの連絡で知つた。Facebookでその直前まで投稿を拝見していたので、未だに信じられない。果たせなかつたが、本件に関し、今度会つたときにお礼を言いたいと考えていた。研究者としても、教育者としても、尊敬していた。また本件が示すよう、ご配慮のある方だつた。この場をお借りしてご冥福を祈りたい。

学会の先生方からは、心配せずに調査を続けてくださいという温かいメールをいただいた。しかし、インフラや食料状況の改善の目途が見えぬ段階では、涙を吞んで一旦すぐに撤退するのが、どう考えても賢明であるとの結論に至った。その日、熊本市内のレンタカーの店舗はすべて閉まっていたが、幸いなことに前日からレンタカーをキープしていた。レンタカー会社の福岡支店に連絡し、かなり無理を言って福岡での乗り捨てに変更し、試行錯誤しながら下道を使って、その日の夜、やっと福岡にまで辿り着いたときには、ホッとした。その晩、福岡に泊まり翌日の便で大阪に戻った。結果的に、第1回目の現地調査は、研究成果が非常に乏しいものになってしまった。ただ、再度、4月25日、6月20～21日に調査を改めて実施し、概要は自分なりに把握できたように思われる。その部分に関し、本稿では報告をしたい。また、本誌の読者には、日本オンブズマン学会関係者が多い。学会への欠席及び司会変更について、お騒がせしてしまったことを深くお詫びしたい。

3. 東日本大震災後の災害対応にかかわる制度・システムの変化

熊本地震における行政機関の応急対応について見ていく前に、まず災害対応にかか

表1 自助・共助・公助と補完性原理のイメージ

地域公助	公助		共助	自助
	補完体制			
	広域応援(圏域外補完)	圏域補完		
	垂直補完	水平補完		

わる制度・システムの変化について簡単に振り返りたい。元々、我が国の災害応急対応体制は、被災地の市町村中心の対応(表1では地域公助と示した部分)を想定し、制度が作られていた。これは、地方自治の原則を重視したからである。ところが、阪神・淡路大震災によって、大規模自然災害では被災地市町村も被災し、期待されたような被災地の市町村中心の災害対応は困難であることが判明した。そのため、阪神・淡路大震災後は、圏域外からの広域応援により、災害時に地域公助を補完することを目的とした国による垂直補完と、一部行政分野(消防、警察等)における地方公共団体間の水平補完が強化された。

さらに、東日本大震災では、津波で被災地の行政機関(地域公助)がシステムダウンを起こした。システムダウンを起こした行政機関の業務を補完するため、既に広域応援の体制が整備されていた消防、救急以外の一般行政分野における職員派遣等の、他地方公共団体からの広域応援が初めて行われることとなった。また、圏域外からの広

域応援(垂直補完・水平補完)は、初動時において、圏域外から救援に駆け付けるのでタイムラグが生じる。その結果生じた公助の空白を埋める存在として、共助の重要性が再認識された。

以上のような問題意識から、東日本大震災後に行われた災害対策基本法の2度の大改正では、国の垂直補完体制、地方公共団体間の水平補完体制、共助の部分が主に強化された。

4. 総じて立ち上がりがあった国の初動体制(垂直補完)

では、そのような最新の制度・システムの下において、熊本地震における行政機関の災害応急対応はどうであったかを見ていきたい。結論から言えば、国の垂直補完、地方公共団体間の水平補完共々、東日本大震災後強化された部分に関しては、細かな課題はあるものの、全体的には迅速な対応で上手く機能したように思われる。

14日の前震発生5分後の21時31分には、官邸に対策室を設置し、緊急参集チームが招集されている。そして21時36分には、総理指示が発出された。さらに、22時10分以内閣府に河野防災担当大臣を本部長とした国の非常災害対策本部が設置され、23時25分には内閣府情報先遣チームが被災地に向け出発し、翌15日10時40分には、熊本県庁

表2 発災後3日間の政府の対応

4月14日	21:26	地震発生
	21:31	官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
	21:36	総理指示発出
	21:55	緊急参集チーム協議
	22:10	非常災害対策本部設置
	23:21	第1回非常災害対策本部会議
	23:25	内閣府情報先遣チーム出発
4月15日	5:59	緊急参集チーム協議
	8:08	第2回非常災害対策本部会議
	10:40	非常災害現地対策本部設置
	13:00	政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
	16:07	第3回非常災害対策本部会議
4月16日	17:00	政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
	1:25	本震発生
	2:38	総理指示発出
	2:38	緊急参集チーム協議
	5:10	第4回非常災害対策本部会議
	10:00	政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
	11:30	第5回非常災害対策本部会議
	16:00	政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
	18:34	第6回非常災害対策本部会議

備考：内閣府「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について(平成28年5月24日版)」より作成

に松本副大臣を現地対策本部長とした非常災害現地対策本部を設置している【表2】。非常災害現地対策本部は、災害対策基本法第25条6項の規定に基づき設けられるものであるが、平成27年3月25日に「現地対策本部業務マニュアル」が改正されたばかりで、運用上、かなり機能が強化された部分である。被災地地方公共団体の災害対策本部との「合同会議」や、現地対策本部長、知事、市長によるトップ会談、災害応急対策の責任者たる首長の判断をサポートするとともに、東京の非常災害対策本部とTV

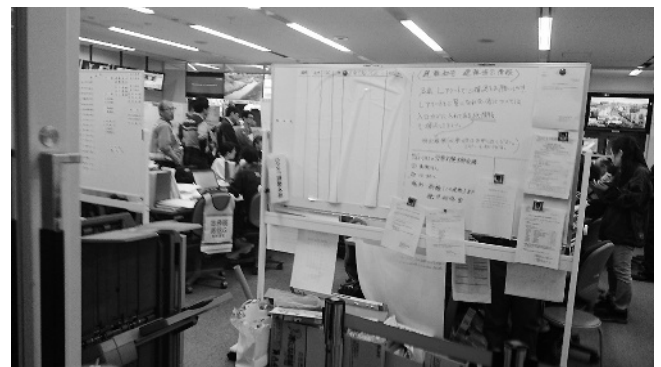
災害現地災害対策本部の周りは、何日も詰めて疲れ切ったようなマスク関係者が大勢待機しており、廊下の机や地べたでPCと向かい合っていた。中に入ることはできず、非常災害現地災害対策本部を外から覗き、写真を撮るだけで今回は退散した【図2】。

5. 広域応援の対応も迅速だった

災害応急対応の初めの72時間において最も優先されるのが被災者の救出であるが、その主力となるのが、消防の緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊【図3】、自衛隊【図4】である。緊急消防援助隊は、消防の広域応援のための部隊であり、市町村消防の部隊を消防庁に事前登録しておき、大規模災害時、消防庁長官の出勤指示の下で出動する。広域緊急援助隊は警察の広域応援の部隊で、都道府県警察本部ごとに編成されている。その主力は、機動部隊と白バイ隊である。自衛隊は、周知のとおり国の実働部隊で、近年は大規模自然災害時に災害派遣されるのが恒例となっている。これらの部隊の派遣も早く、被災者の救助活動においても大きな成果を上げた【表3】。特に、興味深かったのは、警察の広域緊

会議等を行う。4月25日に、非常災害現地災害対策本部が設置された熊本県庁の様子を見にいった。発災から2週間近く経過したこともあり、県庁内は比較的落ち着いた感じになってきていた。その直前に、熊本市役所や益城町役場を調査してから向かったこともあり、その静けさに驚いた。非常

図2 熊本県庁に設置された国の非常災害現地災害対策本部の様子



撮影：関西大学防災行政(永田)研究室(平成28年4月25日)

図4 益城町における自衛隊の災害派遣



撮影：関西大学防災行政(永田)研究室(平成28年4月25日)

図3 益城町における広域緊急援助隊



撮影：関西大学防災行政(永田)研究室(平成28年4月25日)

表3 各機関の救助者数

	救助者数
消防	308名
警察	159名
自衛隊	16名

備考：内閣府「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について(平成28年5月24日版)」より作成

6. その他の行政分野における広域応援体制

今回の熊本地震の最も大きな特徴は、東日本大震災後に強化された広域応援体制が試されたという点である。東日本大震災では、地方公共団体間の応援について、一部急援助隊である。警察は、東日本大震災以降、特に災害対応能力の向上に力を入れていく。警察庁が国費で一括購入して、都道府県警察本部に配布する警察車両においても、近年は災害関係の車両の割合が増えている。また、警視庁は災害救助に特化した部隊の新設も行っている。被災地で目を引いたのは、広域緊急援助隊の自己完結性の向上である。被災地を走る広域緊急援助隊の車列を何度か目撃したが、人員を運ぶ大輸(大型輸送車)の車列の後に、今度は食料・燃料・その他の資機材を乗せたトラックの車列が何台も続く。東日本大震災の際は、広域緊急援助隊の食料・燃料等の自己完結性には課題があったが、かなり改善されたように感じられた。

今回の熊本地震の最も大きな特徴は、東日本大震災後に強化された広域応援体制が試されたという点である。東日本大震災では、地方公共団体間の応援について、一部

を除き国が調整を行う制度・システムがなかったことから、急遽、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会が協力し、臨時で構築したスキームで、地方公共団体間の広域応援が行われた。このような教訓を踏まえ、災害応急対策業務に係る地方公共団体間の応援について都道府県に調整規定が拡充され、国による調整規定が新設された。また消防、水防、救助等の人命救助に係る緊急性の極めて高い応急措置に限定されてきた応援の対象業務が、避難所運営、巡回健康相談、施設の修繕等の災害応急対応一般に拡大された。その変化に沿う形で、被災地では、広域応援に駆け付けた他地方公共団体の一般職員や車両を多数見かけた。また熊本県庁には、広域応援できた県市の全体的連絡調整を行う現地本部も設置されていた。

今回の熊本地震は、今後の我が国の防災体制の方向性を明確に示したと思う。それは、広域応援体制が多層化・多様化するという方向性である。熊本地震における広域応援の動きは、極めて多種多様で、すべてを把握するのは難しい。まず、従来どおり、消防、警察、自衛隊の実働部隊による広域応援が実施されたと同時に、一般職員の広域応援としては、九州地方知事会を中心に、九州・山口9県被災地支援対策本部や関西広域連合等の広域ブロック組織、全

国知事会、全国市長会、全国町村会等の全国的な地方組織による広域応援が実施されると共に、県内でも、大分県のように、災害時緊急支援隊を県内市町村に派遣するところも見られた。また、個々の災害時応援協定で、職員を派遣した県や市町村もあった。さらに、厳密には行政組織の広域応援ではないが、大分県の竹田市社会福祉協議会のように、市レベルの社会福祉協議会が独自の判断で越県し熊本県南阿蘇地域の社会福祉協議会へ広域応援する等の動きも見られた。

主な動きについて、少し説明を加えると、九州・山口9県被災地支援対策本部は、名称のとおり、九州ブロックを中心とした県で構成された広域行政組織である。九州地方知事会が、東日本大震災の経験を踏まえ、平成23年10月に常設したものである(本部長・九州地方知事会長)。支援にあたっては、被災自治体ごとに支援担当県を割り振る「カウンターパート方式」を基本とする「九州・山口9県災害時応援協定」を締結している。

また、関西広域連合は、圏域外の広域ブロック組織であるが、東日本大震災で被災地自治体に対しカウンターパート方式で広域応援をした実績もあり、平成23年10月に九州地方知事会と「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協

定」を締結しており、今回、その相互応援協定に基づいた広域応援を実施した。さらに、これら地域限定の広域ブロック組織に所属していない地方公共団体も、全国的な方組織である全国知事会や全国市長会、全国町村会の調整の下で希望する都道府県、市町村は職員派遣を実施した。

さらに、被災自治体が、災害時相互応援協定を個々に結んでいるケースがある。熊本県は、前述の九州・山口9県災害時応援協定や、関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援協定といった、広域ブロック間の協定以外に、静岡県とも相互応援協定を結んでいる。また熊本市も、九州内の県市や熊本県内の市、沖縄県と那覇

市、兵庫県と尼崎市、福井県と福井市、長崎県と島原市、東京都と全国20の政令指定都市等と相互応援協定を結んでいる。他の被災町村も同様である(表4)。

表4 熊本地震被災地地方公共団体における災害時相互応援協定の締結状況

災害時相互応援協定の締結状況について			H25 内閣府調べ
自治体名	協定名	締結自治体	
熊本県	九州・山口9県災害時応援協定	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県	
熊本県	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援協定	九州地方知事会、関西広域連合	
熊本県	熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書	静岡県	
熊本市	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会、熊本県町村会	
熊本市	九州九都市災害時相互応援に関する協定	福岡県 北九州市、福岡県 福岡市、佐賀県 佐賀市、長崎県 長崎市、大分県 大分市、宮崎県 宮崎市、鹿児島県 鹿児島市、沖縄県 那覇市	
熊本市	熊本市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定	兵庫県 尼崎市	
熊本市	熊本市及び福井市災害時相互応援協定	福井県 福井市	
熊本市	熊本県都市災害時相互応援に関する協定	熊本県 八代市、熊本県 人吉市、熊本県 荒尾市、熊本県 水俣市、熊本県 玉名市、熊本県 山鹿市、熊本県 天草市、熊本県 菊池市、熊本県 宇土市、熊本県 上天草市、熊本県 宇城市、熊本県 阿蘇市、熊本県 合志市	
熊本市	島原市及び熊本市災害時相互応援協定	長崎県 島原市	
熊本市	21大都市災害時相互応援に関する協定	北海道 札幌市、宮城県 仙台市、埼玉県 さいたま市、千葉県 千葉市、東京都 一、神奈川県 川崎市、神奈川県 横浜市、神奈川県 相模原市、新潟県 新潟市、静岡県 静岡市、静岡県 浜松市、愛知県 名古屋、京都府 京都市、大阪府 大阪市、大阪府 堺市、兵庫県 神戸市、岡山県 岡山市、広島県 広島市、福岡県 北九州市、福岡県 福岡市	
西原村	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会、熊本県町村会	
西原村	熊本県阿蘇郡町村災害時相互応援に関する協定	熊本県 阿蘇市、熊本県 小国町、熊本県 産山村、熊本県 山都町、熊本県 南小国町、熊本県 高森町、熊本県 西原村	
南阿蘇村	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会、熊本県町村会	
南阿蘇村	熊本県阿蘇郡町村災害時相互応援に関する協定	熊本県 阿蘇市、熊本県 小国町、熊本県 産山村、熊本県 山都町、熊本県 南小国町、熊本県 高森町、熊本県 西原村	
嘉島町	熊本県町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会、熊本県町村会	
嘉島町	熊本県上益城郡町村災害時相互応援に関する協定	熊本県 御船町、熊本県 益城町、熊本県 甲佐町、熊本県 山都町	
益城町	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会、熊本県町村会	
益城町	熊本県上益城郡町村災害時相互応援に関する協定	熊本県 御船町、熊本県 甲佐町、熊本県 山都町、熊本県 嘉島町	

出典：内閣府資料より引用

http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/h28kumamoto/pdf/h280613_1.pdf(平成28年10月1日確認)

7. 課題

(1) 小規模自治体の受援体制

このように、東日本大震災後強化された部分(垂直補完、水平補完等)は、今回の熊本地震では、全体としてはうまく機能したように思われる一方、細かな部分ではいくつか課題が見られた。まず、被災地の市町村(地域公助)の災害対応体制に課題が見られた。今回被害を受けた市町村は、益城町をはじめ小規模市町村が多い。これらの小規模市町村では、り災証明書の発行業務等で、熊本市等の大規模市と比較して、遅れが発生する等、保有する資源不足や災害の経験不足から生じる対応の遅れが発生した。

4月25日に、益城町、熊本市の現地調査を実施したが、益城町は庁舎が壊れたことにより、災害対策本部が避難所の小スペースしかない状況で、避難住民が大勢いる傍らで、職員が作業を行っていた。他地方公共団体から応援に駆け付けた人員が、予定どおり避難所運営、巡回健康相談、施設の修繕等の部分で水平補完を行っていたが、それでも被災地市町村にしかできない部分の業務が存在し、それが人員不足で回っていない印象を受けた【図5】。

一方、政令指定都市である熊本市では、人員に余裕があるためか、あるいは発災後時間が経過したためか、担当部局の職員が

図5 熊本市役所のり災証明書発行場所



撮影：関西大学防災行政(永田)研究室(平成28年4月25日)

り災証明書の発行や市営住宅の受付等に忙殺されている傍らで、その他の部局の職員は通常どおりの業務を淡々と行っていた。災害時の適正な人的資源の配置が、十分にできていない印象を持った【図6】。

国の垂直補完体制や自治体間の水平補完体制がいくら充実・強化されても、受援市町村の資源不足が対応体制の差となって生じることが、今回の熊本地震からは見えてきたように思われる。阪神・淡路大震災以降、被災地の地域公助をどのように補うかという問題意識の下、垂直補完や水平補完の体制強化が行われてきた。ただ今、市町村(特に小規模市町村)の地域公助力の強化

図6 益城町の災害対策本部が設置された避難所



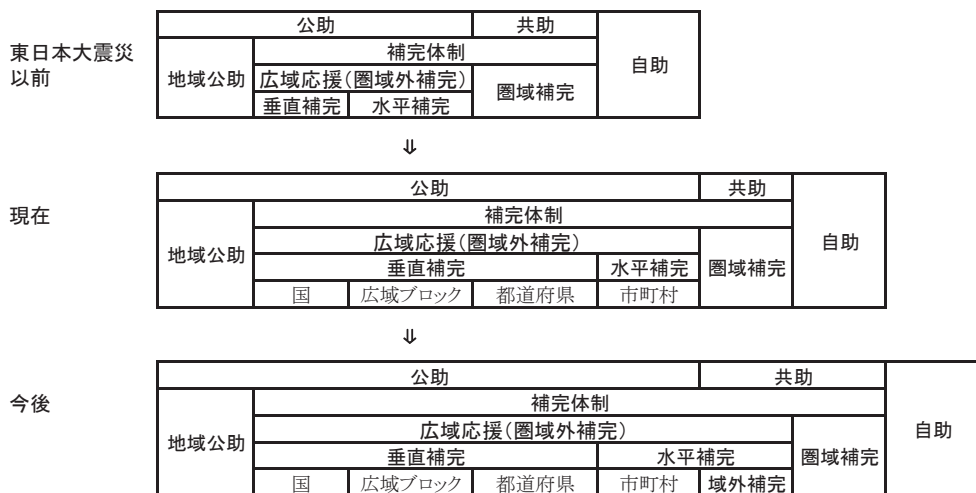
撮影：関西大学防災行政(永田)研究室(平成28年4月25日)

そのものをいかに行うかを、考えねばならない時期に来ているように思われる。本点に関しては、内閣府は「市町村受援計画作成ガイドライン(仮称)」の策定や都道府県による受援調整の仕組みの構築、さらには被災市町村首長の指揮下で参謀や手足となる「被災市町村支援チーム(仮称)」の派遣といった、被災市町村の災害対策本部運営に関する助言体制の構築を検討しているようである。

(2) 広域応援体制の多層化に対する国の調整体制

また、今回の熊本地震の最大の特徴は、前述のとおり、広域応援体制が強化された点であるが、さらにいうと、広域応援体制

表5 災害応急対応におけるマルチガバナンス体制のイメージ



の多層化、多層化が進んだ点が特徴的である。表5のように、東日本大震災後、社会の各層の保有する資源を総動員して災害に対応しようとする、マルチガバナンス体制へと向かいつつあるように思われる。特に、熊本地震では、国が「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の締結を推

進していることもあり、広域ブロック組織による広域応援や、全国知事会の調整による職員派遣等、都道府県レベルの垂直補完や広域応援体制の強化が進んでいる。また、全国市長会や全国町村会の調整による職員派遣や相互応援協定による職員派遣等、市町村レベルの広域応援も盛んであった。これらの動きは歓迎すべき動きであるが、このように広域応援の体制が多層・多層化するということは、それだけ様々なルートに基づいて、被災地に派遣される応援アクターも急増し、総合調整は複雑化するということである。同じ地方公共団体の中でも、異なる災害応援協定に基づいて、それぞれ広域応援を行っている。例えば、沖縄県は、九州・山口9県災害時応援協定関係と、全国知事会関係に分け、それぞれ人的派遣を行っている。これら、複雑に多層化・多層化した地方公共団体の広域応援を、国がどこまで総合的に調整し得たかが、一つ大きなポイントとなる。残念ながら、応援に駆け付けた地方公共団体の側にヒアリングする限りでは、このように多層化・多層化した広域応援に国の現地災害対策本部の総合調整機能が十分に対応できていなかったとの指摘が多い。政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議のメンバーに当初、今回重要な役割を果たした九州地方知事会関係者は加えられていなかった。

8. 更に多層化・多層化していくと
思われる災害応急対応体制

以上、現時点までの熊本地震に関する調査結果から、考察を行った。今回の熊本地震では、広域応援体制が多層化・多層化していく、我が国の防災体制の方向性が確認できたように思われる。おそらく、今後も災害応急対応におけるマルチガバナンス体制強化の方向性は変わらないと思われる。さらに、多層化・多層化する広域応援体制を、総合的に国が的確に総合調整するノウハウの蓄積と体制整備が今後求められる。また、マルチガバナンス体制強化の方向性が変わらなければ、まだ一つだけ広域的補完体制から取り残された部分が、我が国の防災体制には存在する。それが、共助レベルでの広域応援である。それに最も該当する共助組織は、おそらく消防団である。現状においては、制度的制約もあり国の腰も重い、いくつかの府県では、消防団の広域応援体制の構築ができないか、検討も始まっている。今後も、マルチガバナンス体制の強化が図られるとしたら、おそらくこの方向性であろう。このように熊本地震は、我が国の防災体制の今後を占う意味からも、非常に重要な災害であった。本震災を機に、更に我が国の防災体制の強化が図られることを期待したい。